



第4章 重点課題

1 重点課題設定の前提

計画の視点に基づく施策の展開は、第5章に示しますが、昨今の社会情勢と、第2章で示した本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点で今後、5年間で八王子市が特に解決を図るものを重点課題とします。

また、本計画が、他の地域福祉に関する対象者別計画を包含する性格をもち、なおかつ対象者別計画では網羅できない課題を取り扱うことから、重点課題を踏まえて、本計画を含めた対象者別計画の取組み状況を確認するとともに、今後、本計画に即し、策定を予定している各計画に対し、方向性を示します。

2 重点課題の設定

- 町会・自治会加入率の低下など地域交流が希薄化する中で、本市においても平成23年度、孤独死*が167件発生しました。孤独・孤立の問題は、単身世帯の増加が一因である一方、他市の状況を見ても、複数人世帯であっても、介護者・保護者が倒れたことにより、認知症*高齢者や障害のある子どもなどに支援が至らないという複合的問題を含んでいます。また、認知症高齢者、障害者を含む世帯の孤立は、ネグレクト*を含む虐待につながるケースがあります。こうした問題には、民間事業者を含めた地域での見守り体制の構築が不可欠です。
- 要支援・要介護認定者の増加と、身体・知的・精神それぞれの障害者手帳所持者は、増加傾向にあります。判断能力の十分でない方が、適切なサービスを受けられるよう、また、振り込め詐欺や消費者被害に遭うことがないよう、相談機関や専門機関の充実と、当該機関へつなげる利用援助が求められます。
- 社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立状態にある方をめぐる問題が深刻化しています。生活保護*受給者は増加し、さらに、生活保護に至るリスクのある方も増加しています。こうした方を地域において就労に結びつけ、自立に導く支援と早期の把握に努め、必要な支援に結びつける協働*のネットワークづくりが必要です。



- 平成23年3月11日の東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、およそ1万8千人の死者・行方不明者を出しました。その中には、要援護者の被害も多数報告されています。今後、同規模の震災が首都圏で起こる可能性が指摘されており、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要となります。そのためには、地域による支援体制の構築と、前提となる日頃からの地域とのつながりを、支援する側、される側、双方から発信する必要があります。

以上から、本計画においては、次の3点を重点課題とします。

<重点課題>

(1) 地域における虐待・孤立化の防止

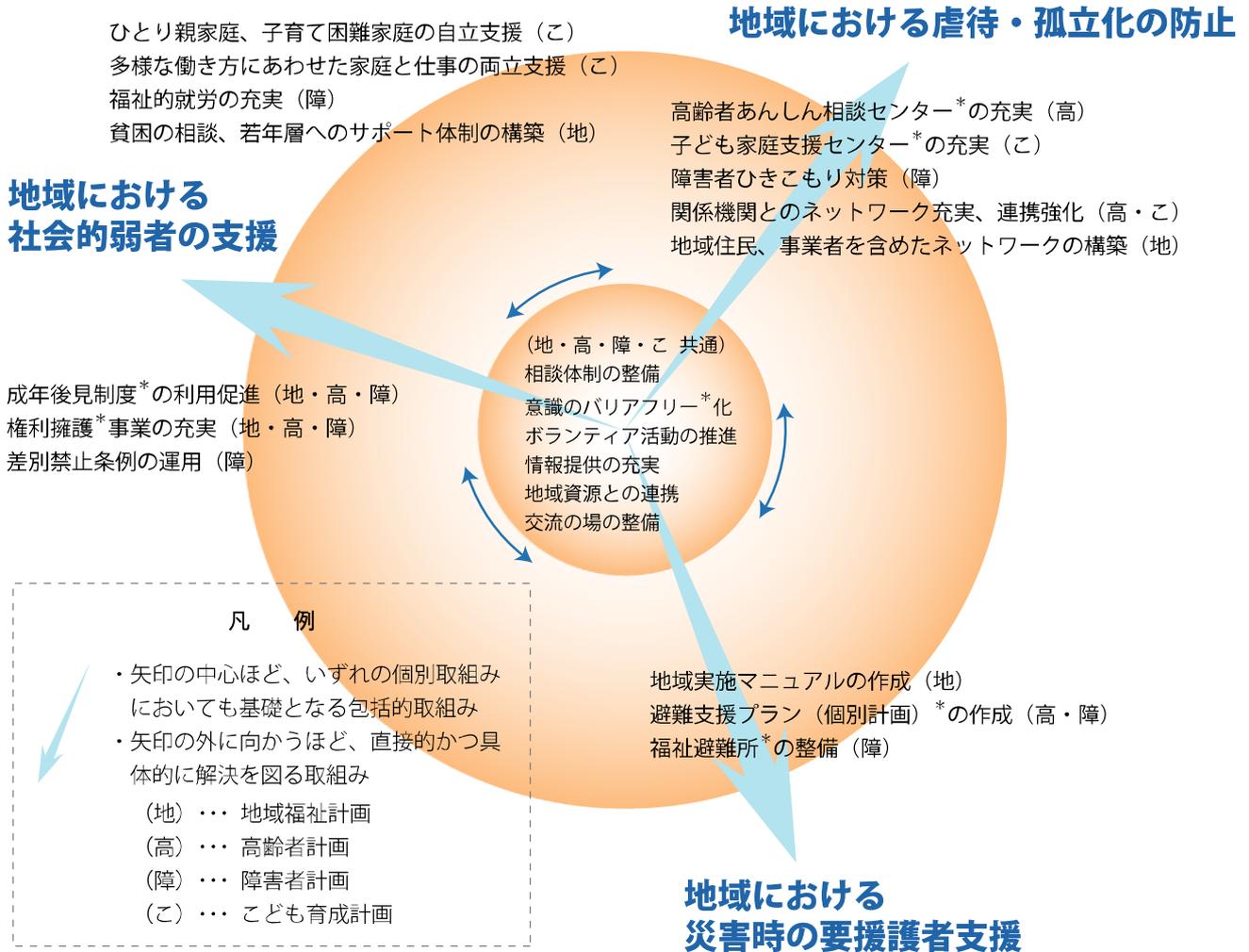
(2) 地域における社会的弱者の支援

(3) 地域における災害時の要援護者支援



3 対象者別計画及び本計画の取組み状況

第 34 図 重点課題と対象者別計画及び本計画の取組み状況



(1) 地域における虐待・孤立化の防止

高齢者計画、こども育成計画においては、地域における総合的な支援機関である「高齢者あんしん相談センター、子ども家庭支援センターの充実」を掲げています。また、これらの機関を中心とした「関係機関とのネットワーク機能の充実、連携強化」について取組みを進めています。地域福祉計画では、さらに、地域住民、事業者を含めた形でのネットワークを構築します。また、障害者計画では「障害者ひきこもり対策」の中で、相談事業所を活用することとしています。



(2) 地域における社会的弱者の支援

社会的弱者の支援策として、地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画では、「成年後見制度*の利用促進」や、それに関わる情報提供や関連団体との連携など「権利擁護*事業の充実」を掲げています。さらに、障害者計画では、平成24年4月に施行した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例*」とあわせ、社会参加できるまちづくりの実現をめざしています。

地域福祉計画では、対象者別計画には含まれない、生活保護*、生活困窮者*への支援、ニート*、引きこもり状態の若者に対するサポート体制を構築し、支援します。こども育成計画では、重点的な取組みとして、仕事と子育ての両立支援を掲げています。仕事と生活の調和の視点から、家庭の経済的安定を支える「ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援」、「多様な働き方に合わせた家庭と仕事の両立支援」という就労・雇用の支援の取組みを示しています。

(3) 地域における災害時の要援護者支援

市の全体計画では、災害時要援護者*を高齢者、障害者、難病*患者、妊産婦及び乳幼児、外国人と定義しました。このうち、特に一人での避難が困難とされる高齢者、障害者（難病患者含む）については、「災害時要援護者*避難支援地域実施マニュアル」に基づき、各計画で、要援護者一人ひとりの支援の方法を記した「避難支援プラン（個別計画）*」を作成するとしています。さらに、障害者計画では、避難所及び二次避難所（福祉避難所）*の整備拡充を検討課題としています。

(4) 包括的な取組み

重点課題を解決するためには、(1)～(3)に掲げた直接的かつ具体的な取組みだけでなく、その前提として、いずれの重点課題にも共通する取組みも重要となります。支援を必要としている人が、支援を受けるためには、日頃から、支援を必要とする側と支援を担う側が顔見知りである必要があります。また、行政、支援の担い手となる町会・自治会、民生・児童委員*、NPO*、支援団体の連携は不可欠であり、これらの活動内容などの情報提供の充実が必要となります。このように本計画においては、段階に応じた各取組みを関連させることで、重点課題の解決をめざします。



4 めざす姿

重点課題の解決、また、次章の個別施策で示す地域福祉の実現には、支援を必要とする人が、必要な支援を受けることのできる体制を構築することが重要です。支援とは、地域におけるちょっとした支えあい、公的機関や民間企業、また、地縁組織による支援、そして行政による支援と、目的や態様により異なりますが、いずれの状況においても円滑な支援ができるよう、下のイメージの実現をめざします。

第35図 めざす姿イメージ図

